

公立大学法人下関市立大学監事監査規程

平成30年3月23日

規程第3号

公立大学法人下関市立大学監事監査規程（平成19年規程第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款第9条の規定に基づき監事が行う公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の監査及び意見の提出に関し必要な事項を定めるものとする。

（監事の基本的姿勢）

第2条 監事は、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の立場で職務を遂行するものとする。

2 監事は、その職務の遂行上知り得た情報に関しては守秘義務を負うものとする。

（監査の目的）

第3条 監事監査は、法人の業務の適正で合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を確保することを目的とする。

（監査の対象）

第4条 監事が行う監査の対象は、法人の業務及び会計とする。

2 前項の業務監査は、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員の業務執行を監査するものであり、次に掲げる事項を監査の対象とする。

(1) 経営審議会等の審議その他役員的意思決定の状況及び役員監督義務の履行状況

(2) 役員及び職員の法令遵守体制、リスク管理体制、内部監査体制などの内部統制システムの的確な維持運営

(3) 法人の財産管理の状況

(4) その他大学運営全般

3 第1項に規定する会計監査は、会計情報の適正性及び信頼性を確保するため、次に掲げる事項を監査の対象とする。

(1) 役員及び職員が財務諸表等の決算書類（以下「決算報告書」という。）の作成及び報告するための、必要かつ適切な経理事務処理体制の運営状況

(2) 法人が決算報告書を作成するに当たり採用する会計方針及び表示方法等が、公立大学法人会計基準等に準拠し、法人の財政状態及び運営状況の適正な表示

（監査の区分）

第5条 監査の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期監査 次条に規定する監査計画に基づき、業務監査にあつては毎年度1回
行い、会計監査にあつては毎年度決算時に行う。

(2) 臨時監査 監事が必要と認めたときに行う。

(監査計画)

第6条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

(監査の実施)

第7条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 役員及び職員は、監事及び監査の事務補助に従事する職員が行う監査に協力しなければならない。

4 監事は、法人の監査を効率的かつ円滑に執行するために、適宜に内部監査担当部署と協議を行うものとする。

5 監事は、監査を実施するに当たり、法人における業務の円滑な実施及び研究の自主性に配慮するものとする。

(監査の事務補助)

第8条 監事は、所属長の承認のもとに事務局の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を受けて、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。

3 監事は、監査の事務補助に従事する者の業務執行者からの独立性の確保について確認する。

4 監事の監査を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た事項を漏らしてはならない。

(監査結果の報告)

第9条 監事は、定期監査及び臨時監査の監査結果に基づき、その被監査部局及び監査事項を記載した報告書（以下「監査結果報告書」という。）を作成し、監査実施後速やかに理事長に提出しなければならない。

2 監事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第9項の規定に基づき市長に意見を提出するときには、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(改善措置等)

第10条 理事長は、監査結果報告書に基づき改善すべき事項があるときは、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に報告しなければならない。

2 監事は、理事長に対して監査結果報告書に記載した事項の措置状況等について文書又は口頭による報告を求めることができる。

(重要な会議への出席)

第11条 監事は、経営審議会その他重要な会議に出席し、意見を述べるができる。

2 前項の会議に出席しない場合には、監事は、役員又は職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

(監事に回覧する文書)

第12条 次の各号に掲げる文書は、監事に回覧しなければならない。

(1) 下関市長(以下「市長」という。)に対する認可又は承認の申請書その他の重要文書

(2) 市長からの認可書、承認書その他の重要文書

(3) 下関市公立大学法人評価委員会からの重要文書及び同委員会に提出する重要文書

(4) 下関市監査委員に提出する重要文書

(5) 前各号以外の官公庁から発せられた重要文書

(6) 業務に関する重要な報告書その他の重要文書

(不正行為等の報告)

第13条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、下関市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、市長に報告しなければならない。

2 役員は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(補足)

第14条 この規程を変更する場合には、監事の意見を聴取するものとする。

2 監事監査の手續その他この規程の実施に関し必要な事項は、理事長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。